

蝦夷古地図 (和漢三才図会)

# 北海道自然保護小史 (一)

依 浩 三

## はじめに

北海道における自然と人間のかかりあいの歴史は、本州方面のそれとはちがった興味ぶかさをもっているが、いままでは自然保護ないし環境保全的な観点から、そ

の歴史的な流れを概観したものは見られなかった。そこで私は、未熟な内容ではあるがこの小史のとりまとめを試みることにした。

まとめるにあたって、「自然保護」としてとり扱うべき範囲はどこまでか、ということにまず迷いを感じた。私は自然保護はいわゆるコンサーベーション、すなわち自然資源の智的な永続的活用と考えているが、明治以前の古い時代については、自然資源を荒廃しないように利用し、維持、管理する、また、そのために自然の実態を調査するという、やや広い環境保全的な観点から材料をとりあげてみた。

また明治以降は主として、自然資源を良い状態で保存するという。天然記念物や自然公園などを中心とする自然保護問題に範囲をせばめていった。そしてその間に、北海道の代表的野生動物の、人間とのかかわりにおける消長についてふれてみた。また水や魚の問題は、私の不勉強のためにほとんど書いていない。

したがって「北海道自然保護小史」というにはタイトル負けした内容であるが、私と

してはより良い「小史」を作成するためのノートとも考えているので、お気づきの点があればぜひご教示いただきたいと思う。

また、とりまとめるにあたっては数多くの参考資料のお世話になったが、資料的価値があると思われる部分は、この小史自体が「資料集」としても役立つよう、あえてノリとハサミ的に引用させていただいた。引用文は、とくに古い時代のものなどは読み易いように、漢字、カナ使用を一部あらためたものもあるが、すべて典拠を示してあるので利用される方はご留意いただきたいと思う。

なお犬銅哲夫、石川俊夫、斎藤春雄、伊藤浩司、辻井達一の諸先生、山口 透先輩からはいろいろとご教示いただいた点が多く、道行政資料課および道総合経済研究所図書室の方々からは、資料の閲覧などでお世話になった。これらの方々に対し、厚くお礼を申しあげます。

## I エゾ地の自然

### 一、タカ狩りと砂金掘り

#### (一) 松前藩の経済的基盤

エゾ地は久しいあいだ、自然とともに暮らすことを天性とするアイヌの世界であった。十六世紀のおわり頃、道南地方に勢力をもっていた蠣崎(松前)慶広は、天下を統一した豊臣秀吉にとりいって蝦夷島主(志摩守)の地位をあたえられ、つづいて十七世紀

に入つて徳川家康が政権の座につくと、ただちに参勤してその地位を確保し、松前藩が成立した。

しかしエゾ地に成立した松前藩は、本州の諸藩とはその経済的、封建的な基盤がまったくちがっていた。すなわち大名はその領地からとれる米の産額を基礎として、何万石という格付けがなされていたが、エゾ地では米がとれないため格付けができず、しかも和人の居住地は道南地方の一部に限定され、先住民として多くのアイヌが住んでいた。したがって、松前藩の封建制は土地に立脚することが少なく、その財政は、アイヌとの交易、ニシン・サケやコンブの採捕、鳥獣の捕獲などから得られる利益や交易税などによってまかなわれた。

松前慶広が徳川家康から受けた黒印状には「一、諸国より松前へ出入の者共、志摩守へ相断らずして、夷仁(アイヌ)と直に商売仕候儀は曲事たるべき事。一、志摩守に断り無くして渡海せしめ、売買仕候者、急度言上致すべき事。一、夷仁に対し、非分申しかける者、堅く停止の事。」とあるとおり(1)、松前氏はエゾ地における交易の独占権を与えられたのである。松前氏は、みずからこれを行使するとともに、エゾ地を数多くの「場所」に分ち、その交易権を家臣に分け与えた。

こうしたことから、松前藩の経済の中心となつたのは当然のこととして水産業であつたが、初期の藩政においては、タカ(鷹)と砂金もまた大切な富源であつた。寛文九年(一六六九)の藩の収入は、「津軽一統志」(享保十六年・一七三二)に「松前蔵分所務の事、御手船八、九艘の徳分一、二千両、鷹の代金一、二千両、年に応じ候由……」とあるように(2)、藩の直領する場所収入と、タカの収入がほぼ同じ割合をしめていた。

このように松前藩の経済的基盤は農業の生産とはかかわりなく、自然物採取という、いわば資源の単純消費型の経済にたよらざるを得なかつた。そのために資源消費とのかわりにおいて、自然保護の芽ばえ、ないしは自然保護的教訓をいくつか見出すことができるのである。

### (一) タカ狩り

飼いならしたタカを放つて鳥獣をとらえるタカ狩りは、古事記や日本書紀にもその記載があり、鷹匠の姿をかたどつた埴輪人形が出土することからも明らかのように、古くか

ら日本で行われていた。とくに江戸時代になると、將軍や大名のあいだでタカ狩りが盛んになり、大いにタカが珍重されるようになった。本州方面にもタカにちなんだ鷹巣山、鷹巣温泉、鷹羽が森などといった地名が多い。

タカの宝庫 しかし、エゾ地はとくにタカの宝庫であつた。「松前志」(天明元年・一七八二)には「我落もまた鷹を生ずること他國に勝れり。故に海内一と号称す。元禄の頃までは鷹侍と名づけ、鷹を捕るものを夷地よりして東西処々に居らしめ、春秋二季に鷹を東都に送りて交易し、諸國の諸候も争て求められる故に、国益もまた多かり。されば夷地東海西深山海辺各その巢をなせり。」とある(3)。松前藩では秀吉の頃以降、將軍家にエゾ地のタカを毎年献上しつづけていたのである。

タカ狩り用のタカは、多くの場合はオオタカ、ときにはハヤブサが使われた。タカを捕るには、ツルやニワトリなどを餌としてつないで物陰にかくれていると、タカが餌をめぐけて飛来するので、これを仕掛けの伏せ網でとらえた。老令のものよりは若いタカの方が、飼いならしたタカ狩り用の芸を仕込むために都合がよかつたので、タカは各年令により区別された呼称があり、とくに一才のメスは黄鷹、または弟鷹(おとうたか)といつて珍重さ

### I エゾ地の自然

一、タカ狩りと砂金掘り

(一) 松前藩の経済的基盤

(二) タカ狩り

(三) 砂金掘り

二、木材の伐り出しと山林保護

(一) ヒバの伐り出し

(二) エゾマツの伐り出し

(三) 森林保護の強化と造林のはじまり

(四) 江戸時代の山林思想とエゾ地の山林

三、エゾ地の自然調査

(一) 幕府によるエゾ地の調査

(二) 松浦武四郎によるエゾ地の調査

(三) 函館開港と外国人による科学的調査

II 野生動物の興亡

III 自然保護の発展

(主に公園と天然記念物を中心に)

次回以降

れた。またタカの巢からヒナを捕えて育てることもあったが、タカの巢は「中々人間の通路たやすく相成所には巢かけ申さぬものよし」であるため、主にアイヌが深山幽谷にでかけ「夜に巢ある所に参り取申候」ということであった<sup>(a)</sup>。

表一 徳川実紀からみた將軍の狩獵記録

月 日	場 所	主 な 獵 獲
一月 七日	岩 淵	ツル、ガン、カモ多数、その他鳥銃にてツル
二月 八日	葛 西	ツル、ガン、カモ多数、その他銃にてツル
三月 八日	品 川	ガン、ウズラ若干
八月 二十二日	葛 西	コウノトリ、ハクガン、カモ、サギ、銃にてマナヅル
九月 六日	船にて海辺	コウノトリ、ガン
九月 十二日	船にて海辺	ハクガン、その他多数
九月 二十二日	高 田	ツル、ガン、サギ
九月 二十五日	葛 西	ツル、コウノトリ、ガン等多数
十月 五日	葛 西	マナヅル、ハクツル、クロヅル、その他銃にてマナヅル等
十月 十一日	海辺、隅田川	ハクツル、マナヅル、カモ多数、その他銃にてハクチョウ
十一月 四日	海 辺	ガン、カモ多数
十一月 八日	岩 淵	ツル、ハクチョウ、ガン、カモ、サギ
十一月 十三日	高 田	ガン、カモ多数
十一月 二十六日	高 田	ガン、カモ多数
十二月 一日	城 外	カモ
十二月 三日	葛 西	ツル、ガン、カモ、その他銃にてハクチョウ
十二月 二十二日	高 田	追鳥狩
十二月 二十六日	海 辺	カモ

寛永一三年(一六三六)

三代將軍家光の狩獵記録

主 な 獵 獲

タカを捕える場所は、鳥屋場、鳥屋敷、あるいは鷹打場などとよばれた。「津軽一統志」には「松前中、鳥屋敷三百余もこれ有べき由。右の内百二、三十鳥屋は、松前殿鳥屋の由。其外給分の由。」「鷹鷹はしこつ、いしかり所より出申候由。」とあり<sup>(b)</sup>。「松前蝦夷記」(享保二年・一七一七)には「松前東西郷に而鷹打申場所……三百九十ヶ所余これ有よし、其内家中に渡し置申候所もこれ有候よし。」として、松前東在には白神崎七飯の柏木立など三十ヶ所、西在には上の国沢山、厚沢部沢など十八ヶ所が記されている<sup>(c)</sup>。また遠いところでは、札幌、夕張、支笏、白老、新冠、十勝、白糠などにもあったことが知られている<sup>(d)</sup>。

タカの保護区 鳥屋場の近くにはタカの生息環境を守るために、次のような制札が立っていた<sup>(e)</sup>。

一、鳥屋辺において野火付け申すまじき事。

一、鳥屋近所にて鉄砲打ち申すまじく、附高声いたすまじき事。

一、鳥屋辺の林、伐り申すまじき事。

右の旨、相背くものこれ有るに於ては、曲事申しつくべき者也。

これは現代風にいえば、鳥獣保護区の設定であったといえることができる。しかしこの鳥獣保護区は、いうまでもなく松前藩主またはその家臣が専有するもので、一般民衆には無縁のものであった。それどころか民衆は、馬をひいて鳥屋場の近くを通過するとき「馬往來候節、声ひびき、鳥屋へひびき申さぬよう心得べき事」という制札もあるように<sup>(f)</sup>、おそらくは馬の口をおさえ、その機嫌をとりながら、遠慮がちに歩かなければならなかったのである。

また各民家では、タカの餌に供するために三匹ずつの犬を飼うことさえ命ぜられていたのだ<sup>(g)</sup>。

一、御鷹の餌犬、前々のごとく、家一軒に三匹宛飼いおき申すべき事。

右の旨に相背き、犬飼わざるものこれ有るにおいては、曲事申しつくべき者也。

延宝九年(一六八一)三月十二日

まことに非情な掟であるが、おそらくこの制度も「生類憐みの令」(貞享二―宝永六年・一六八五―一七〇九)によって廃止されたことであろう。松前藩における生類憐みの令の影響としては、たとえば「惣て馬に荷付候義、其馬の様子により荷物の分量を考

寛保三年(一七四三)

八代將軍吉宗の狩獵記録

月日	場所	主な獲
一月二十七日	東葛西	クロツル、ハクガン、サギ
二月十三日	目黒	ツル
二月二十二日	西葛西	ガン、カモ
三月七日	広尾野	ウスラ多数
三月十五日	落合野	キジ、イノシシ
三月二十二日	中野	キジ
四月七日	戸田川	雨天で途中中止
四月二十一日	千住川	キジ、カモ、その他、馬上から杖でキジを打つ
四月二十七日	小松川	パン、タイナ
閏四月二十六日	雑司谷	キツネ
九月十八日	滝野川	ウスラ多数
九月二十三日	諏訪谷村	ウスラ多数
十月六日	雑司谷	カモ、ウスラ
十月十八日	碑文谷	ウスラ
十月二十三日	滝野川	ガン、カモ、ウスラ若干
十一月二日	南本所	ツル、コウノトリ、ガン、サギ
十一月十三日	南葛西	ガン多数
十二月二十五日	東葛西	ハクガン、カモ、ツル、トキ

(註) 鴻はハクチョウあるいはヒシタイとも思われるが、渡りの季節以外(夏)にもあらわれ、また他に白鳥、菱喰が使われているので、ここではコウノトリとした。

へ、馬難儀いたさぬ様、軽く付くべく申候。並びに道中荷附馬、定の通貫目相違ひなき様念を入れ、重荷申すまじく候事。」というような触れがだされていた<sup>(1b)</sup>。

將軍等によるタカ狩り 松前藩ではタカ狩り用のタカを多く産し、これを江戸などに送ったとはいえ、藩主がみずからタカ狩りを楽しんだという記録は、たとえば松前寛広<sup>(1b)</sup>がハヤブサを愛用したなどというもののほか、そう多くはないようである。

しかし本州諸藩の大名や將軍は、さかんにタカ狩りを行った。本州諸藩のタカ狩り場は御鷹場あるいは御留場などよばれ、ここでも一般民衆に対してはきびしい鳥獸捕獲制限が加えられていた。たとえば水戸藩の例では、お鷹場の指定は六十六カ村におよびその村々の住民は、(一)殺生道具を所持してはいけない。(二)鳥類はもちろんウサギなども捕ってはならず、ツルの巢があれば大切にしなければならぬ。(三)子供であっても鳥を飼ってはいけない。ただしニワトリ、アヒルは苦しからず。といったようなお定めがあった<sup>(2a)</sup>。農民は野生鳥獸のために自分の畑や水田の作物を荒されることも多かったであらうが、それは殿様が楽しむ狩猟のために我慢を強いられたのである。

徳川將軍家のおひざもとの關八州では獵銃の所持が御法度禁止とされ、江戸より十里四方の間は御留場となっていた<sup>(2b)</sup>。五代將軍綱吉の代には「生類憐みの令」によってタカ狩りも行われなくなり、松前藩からのタカの献上も、「台命に依り、是年(貞享四年)より鷹を獻ぜず」ということになったが、八代將軍吉宗の時代には、前にもましてタカ狩りが盛んになった。

こころみに「徳川実紀」から三代將軍家光と、吉宗が江戸周辺で行った放鷹を主とする狩獵記録を、それぞれある一年間分だけ(家光三三才、吉宗六〇才のとき)拾いだしてまとめてみると、表一のとおりとなる<sup>(2c)</sup>。これで見ると將軍がみずから、いかにしばしば狩猟を楽しんでいたかを知ることができる。またこのほかに老中などの狩獵記録も多い。

吉宗はタカ狩りを「講武」の一助とも考えたが、生類憐みの令以来、享保二年(一七一七)まで久しくタカ狩りが行われなかったため、天下太平になった武士たちは「草鞋はくすべも知らず。腰かかぐる様もしどけなし。」というありさまであった。そこで吉宗將軍みずから狩野にでて、「かくのごとくしばしばは寒天を犯して晝より出て狩くらませ給ふ。これみな御みづからの遊楽とし給ふにあらず。かのしどけなき風俗をかへし給はんとの御旨とぞ聞へし。」<sup>(2d)</sup> というように武芸を上げまし、またみづからもこれを民情視察の好機とした。そしてタカ狩りによる、ツルなどの獵獲品は皇室への献上、あるいは大名などへの下賜など、將軍家における社交的手段の一つとしても、重要な役割をはたしたのだった。

一方、この表で見るとおり、徳川時代の江戸近辺には、トキ、コウノトリ、マナツル、

クロヅル、ハクチョウ、ハクガンなどの鳥類が多数生息していたことが知れる。一般民衆による鳥獣の捕獲を禁止していた場所であるとはいえ、今日からでは想像もできないことである。またタカ狩りではないが、数千名の大部隊によるシカの巻狩りとして、享保十年（一七二五）に下總国小金原でシカとイノシシ八〇頭以上、翌十一年、同じ場所でシカ四七〇、イノシシ十二、オオカミ一頭という驚くべき取獲のあったことが、やはり徳川実紀に記録されている。

乱獲によるタカの減少 松前藩では吉宗の時代には毎年、黄鷹九隻、隼二隻を献上していた。東北や信州などの諸藩もまたタカの献上を行っていたが將軍が行うタカ狩りのうち、松前藩から献上されたものが、どれほど重要な位置を占めていたかについては直接的に明らかにすることはできない。しかしたとえば九代將軍家重の代の寛延三年（一七五〇）十月には、及部離山（松前町？）からとれたハヤブサが、御鷹野にさいして見事にマナヅルをとらえたことがある。タカよりは小型のハヤブサがツルに勝つのはやはり珍しいことなのだろう。後日、殿中に御目見以上の者が残らず集められ、盛大な祝賀会がもよおされ、タカの係の者には小袖上下、銀子一枚ずつが与えられたという記録が、松前藩側に残っている<sup>(10)</sup>。

タカを松前から江戸に送るときには、幕府はこれを御鷹御用と称し、公家衆、御門跡方、京都への御使、あるいは宇治茶御用などの通行と同じように公廨とし、人馬の継立は宿駅の負担で、きわめて丁重に扱われた。松前からの御鷹が通過するさいは「宿々において、村々人馬滞りなく差出すべく候、並びに御鷹の餌鳥、一居について雀十五羽宛差出すべき者也」という御觸書が街道筋に達せられていた<sup>(11)</sup>。元文二年（一七三七）に松前藩がタカを献上したときの津軽藩内の道中の例では、町年寄、宿主などが袴、羽織を着てタカを出迎え、先拂同心二人が行列の先に立ち、宿では玄関前に燈をかがげ、四人が不寝番を相勤め、さらに町年寄が羽織、袴で晩のお見舞をする、というほど地元では気をつかった<sup>(12)</sup>。もともと御鷹御用に途中で事故でもあったら、町年寄などの首などはたちまち飛んでしまったであろう。

松前藩では米が不足したとき、幕府から米を借りたことがあるが、タカを献上してその恩借米の代金を償ったこともある<sup>(13)</sup>。

タカはこのように松前藩にとっては大切な資源であったが、「御巡見使応答申合書」

（宝暦十一年・一七六一）によると、一時は四百カ所ちかくもあった鳥屋場は、「鷹出カ数モ不足ニ付、右ノ内能キ鳥屋ヲ二十二、三方所持タセ申候。」<sup>(14)</sup> 寛保二年、隼出申サズニ付、此年一据モ献上仕ラズ候」というほどに減ってしまった<sup>(15)</sup>。当時は森林の伐採などによってタカの生息環境がそれほど損なわれたとは考えられないので、やはり乱獲が原因であったといわなければならない。せつかく鳥屋場で、野火をつけるな、鉄砲をうつな、木を伐るな、などという制札をかかげて環境保全につとめながら最も肝心なタカの繁殖を永續させるための配慮までは、当時としては気がつかず、若いタカをつぎつぎに捕えてしまったのである。松前藩としては財政的収入源ないしは將軍家への献上品としてのタカの利用のみを考え、ついにこの貴重な資源を喰いつぶすことになってしまったのだった。

### （三）砂金掘り

初期の松前藩の財源をタカとともにうるおした砂金は、千軒岳の山麓、瀬棚郡の国縫、日高地方の染退、新冠<sup>ニクノ</sup>、あるいは十勝海岸、夕張川上流などから産出した。

砂金の賑わい 「北海隨筆」<sup>(16)</sup>（元文四年・一七三九）には「土地に金氣多き事、餘國に比類なしといへり。七十年以前までは年々砂金を御領主へ納め、京、大阪へもおびただしく出しける。その砂金場は松前御領内には仙見が嶺（千軒岳）、シリウチ、東蝦夷地にはクンヌイ、ウンベツ、ユウバリ、シヨツ等を初めとして、一場所とても数十里にわたる場所あり、広大なる事共なり。西はホロとて、是は海上より上る砂金なり。すべて餘國より出る砂金は金山より流出る砂金にて、佐州とても西三河より揚る砂金わずかばかりの事也。松前蝦夷地の事は山川は云ふに及ばず、原野とても砂金あり。あへて金山より流出るにあらず、土地に金氣みちて、生ずる所の砂金也。」とある<sup>(17)</sup>。

松前藩でははじめのうちは砂金が産出することを、島外に知られぬようにするためか採取を禁じていたが、元和年間（一六一五～一六二五）以降、砂金採掘を許すようになった。そのため、出羽、秋田、津軽などから多数の砂金掘りがエゾ地に渡ってきた。その頃、キリスト教禁制の中で、砂金掘りにまぎれてエゾ地に潜入してきた宣教師カルワリーユは、「蝦夷国報告書」<sup>(18)</sup>（一六二〇）の中で、「四年ほど前から蝦夷に純良な金を豊産する諸鉱山が発見されたので、日本じゅうからそれを渴望する人が毎年おびただし

くかの大きな国へ渡るようになったことがありまして、その人数が昨年は五万人を超え、本年も三万人以上だろうといわれています。そのうちに加わって多数のキリスト教信者も渡ります。」と記している(11a)。

三万人とか五万人というのはいささか誇張があるかもしれないが、千軒岳の山名は、その山麓に鉱夫の家が千軒もあったため名づけられたものとされており、いずれにしても相当な賑わいであったことは事実であろう。「この山には黄金の出でしことありて、寛文年中のころ、秋田及び南部、津軽の金掘り、この山に來たりて黄金を掘りしに、次第々々繁茂し、……数多の黄金を知内、函館の浦々に出して諸品に交易し日に増し、て、家居のできしことおよそ千軒に及びしゆえに、初めは無名の山なりしに、島人千軒岳と稱せしゆえに、……」と「東遊雜記」(天明八年・一七八八)に書かれている(11b)。

川を荒す砂金掘り 砂金は川底の砂をさらって採取した。カルワリーユの報告では、藩主への運上金を納めた砂金掘りの人たちが、「その川のほとりを進んで行って水路を彼方へ変え、それから川岸の下にある堅岩に達するまで砂床を掘ります。それから岩の裂け目の砂の中に海浜の小石の如くに、純良な金が見出されます。そのわけは、その生成している上流の山々から剝がされ、流れに運ばれてきてから、重さのために砂中に埋まりますし、そしてまた岩の裂け目へ陥ち込むと、もはや下へは流れずそこに残ることになるのでございます。ときには小石の間で、三百マイル(マライ語の重量、價格單位、中国の兩にあたる)以上も価する大きな金塊が見つかることがあります。」と(11c)、砂金採取の方法を具体的に描写している。

このような砂金掘りによって、ときには河川の流れが切り替えられたり、清流が土砂で濁ったりすることもあった。一方においてエゾ地の河川は、アイヌにとってはサケをはじめとする魚がとれる、生活の糧として大切な場でもあったので、砂金掘りによって河川が荒されるのは、アイヌにとっては迷惑なことであったにちがいない。おそらくは河川をめぐるトラブルも起こったであろう。

シャクシャインの乱と砂金掘り 和人とアイヌの、歴史上最大の衝突の一つとして知られるシャクシャインの乱(寛文九年・一六六九)の原因は、和人がアイヌの無知につけこんで不正交易をはたらき、アイヌを酷使し、さらにアイヌの女を奪うなど、横暴をきわめたので、アイヌの和人に対する積年のうっぶんが爆発したものだといわれている。

たとえば交易上の不正としては、最初のうちは二斗入りの米一俵でサケ一〇〇尾と交換していたが、和人側の米はしだいに粗悪となり、中味も八斗入りで一俵となってしまった。しかしアイヌ側は、あいかわず一〇〇尾のサケを出さなければならなかったという。「東遊記」(天明四年・一七八四)にも、「米は小さき俵にて作りて蝦夷地へ通ふ船に積み行き、漁獵の品と交易をなす。酒も二升樽の上げ底にて、持渡りて代物替へにする也。」「日本よりいたる酒は、多く水をさしたるものなれども、美酒と思へり。」とある(11d)。

シャクシャインの乱の直接のきっかけは、日高の染退川と沙流川にかまえるアイヌ同士の勢力のあらそいが生じたさい、和人の砂金掘りなども背後からこれにかかり、松前藩も調停につとめたが失敗したため、和人とアイヌの全面的な衝突になったものといわれている。しかしアイヌの間に秘かに伝えられているニューカラによると、その辺の事情はかなりちがったものになっている。すなわち更科源蔵「北海道・草原の歴史から」によると、「松前の金掘りが、金を掘るのに染退川の奥、シムムベツに入って川をかきまわすために、川にのぼるはずの魚がのぼらなくなった。そこで染退川の魚を糧にしていたベツパナヤイチブ、ルベシベなどの部落の人たちが生活に困って、酋長たちが川を濁さないでほしいと抗議したところ、悪かったからと酋長たちを招いて、お詫びの酒盛りをはじめたが、それに出かけた酋長たちはそれきりひとりも部落に戻らなかった。陥穴の上で酒盛りをして、酔ったときそれを穴におとして皆殺しにしたのだ。……それを聞いてシャクシャインが怒り、松前と戦争になった。」というものである(11e)。

このニューカラは、おそらく一面の真実をもの語っていると思われる。こうしてみるとシャクシャインの乱は、アイヌの和人に対する積年のうらみが重なって起こったものであるが、その中には河川の汚濁など自然環境の悪化についての反感もあったものと思われる。すくなくともその乱のきっかけは、砂金掘りによる河川の汚濁であり、北海道における最初の環境汚染をめぐるトラブルであった、ということもできよう。

そして松前藩では、シャクシャインの乱以降は、再び和人とアイヌの衝突が起こることをおそれて、砂金掘りがエゾ地に入ることを禁止してしまった。これによってエゾ地のゴールドラッシュは終わりをつけたが、かりに禁止されることがなくても、もうその頃は多くの砂金産地が掘りつくされてしまっていて、その埋蔵量も底をついていたのだ

うといわれている。

〔註〕。印は全般的に参考としたもの

- (1) 新北海道史・通説一(昭四五) a 一一六頁、b 二一〇頁。
- (2) 津軽一統志(新北海道史料I、昭四四) a 一六六頁、b 一六六頁。
- (3) 松前広長・松前志(天明元) (北門叢書II、昭四七復刻) 一六五頁。
- (4) 松前蝦夷記(享保二) (松前町史料I、昭四九) a 三八四頁、b 三八三頁。
- (5) 南鉄藏・改訂北海道総合経済史(昭五一) 七六頁。
- (6) 福山秘府(新撰北海道史料I、昭一一) a 二〇三頁、b 二〇三頁、c 一四三頁、  
d 一四五頁。
- (7) 松前福山諸提(松前町史料I、昭四九) a 五三一頁、b 五三二頁。
- (8) 林野庁・徳川時代に於ける林野制度の大要(昭二九) a 二六六頁、b 四七頁。
- (9) 徳川夷紀(明三七、経済雑誌社版) a 第二編三九四頁、および第六編一一九頁、  
b 第六編三二二頁。
- (10) 北海道史・第一(大六) 一四一頁。
- (11) 御巡見使応答申合書(宝曆一一) (松前町史料I、昭四九) 四〇八頁。
- (12) 坂倉源次郎・北海隨筆(元文四) (北門叢書II、昭四七復刻) 四七頁。
- (13) H・チークリス・北方探検記―元和年間に於ける外国人の蝦夷報告書―(昭三七)  
a 六三頁、b 六四頁。
- (14) 古川古松軒・東遊雜記(天明八) (東洋文庫、昭三九) 一七九頁。
- (15) 平秩東作・東遊記(天明四) (北門叢書II、昭四七復刻) 三三三頁。
- (16) 更科源藏・北海道―草原の歴史から―(昭五〇) 一二七頁。

## 二、木材の伐り出しと山林保護

### (一) ヒバ(ヒノキアスナロ)の伐り出し

砂金につづいてエゾ地の富源として開発されたのは森林資源である。

渡島半島の西南部には古くからヒバ(ヒノキアスナロ)の美林があった。ヒバは本州方面に分布するヒノキの変種で、ヒノキよりも鱗状葉がやや大きく、こわばった感じがする。青森県の下北半島や津軽半島にも美林がある。

木材企業の進出 シャクシャインの乱がおこった頃、すでに上の国地方ではヒバの伐

採が行われていたという記録が「津軽一統志」の中にみられるが、松前藩が本格的にヒバの伐り出しをはじめたのは、延宝六年(一六七八)のことであるといわれている。すなわち「福山秘府」には「是の年(延宝六年)西部阿津左不山中の檜樹を山人に伐らせ始む」とあるように(註)、松前藩では山師からの伐採出願にもつづいて、伐採数量、伐採箇所、伐採期間を定め、運上金を納めさせて、山林の伐採と材木の他国への移出を認めるようになった。また山林管理にあたる職制として檜山奉行をおいた。檜山はヒノキアスナロの山という意味で、その頃の檜山は、上の国目名、戸渡川、古樫、豊部内、田沢、厚沢部目名、羽板内の七カ所(現、江差・上の国・厚沢部町)に分れていた(註)。

それまではエゾ地の森林はとくに他国から目をつけられるほどの経済的な価値を認められていなかったが、十七世紀後半には国内の人口もしいに増大し、江戸や大阪をはじめとする市街も発展しつつあり、とくに江戸では明暦三年(一六五七)の大火(振袖火事)の復興などで木材の需用も多くなってきていた。また海上交通運輸手段も向上してきていた。しかし一方、それまで山林が豊富で江戸などにも用材を出していた東北の諸藩では、山林保護思想が高まり、むやみな伐採をつしむようになってきた。たとえばエゾ地の木材業ともっとも密接な関係にある、南部領の下北半島についてみると、寛文年間(一六六一―一六七二)に留山の制度がもうけられ、大畑の三カ所、牛滝の四カ所をはじめ十三カ所の山林が留山となり、御用材のほかは伐採ができないようになった。その後享保(一七一六―一七三五)の頃の留山は三十八カ所に、さらに宝暦十年(一七六〇)には二〇八カ所の山、すべてが留山となったのである。こうしてしだいに伐採の仕事が少なくなった山師は、他の仕事に転業するか、別に新たな伐採可能な山をみつけないてはならなくなる。おそらく東北地方の森林保護制度の発達と、エゾ地への企業的な木材業者の進出の間には、相当に深い因果関係があったことと考えられる。

檜山の留山 檜山地方の山林にはいろいろな制札が立てられていた。その内容は時と場所によって様ではなかったが、たとえば代表的なものに次のようなものがある(註)。

一、材木川流ノ時分ノノリ木、並ヤライ引申スマジク候。夏冬トモニ川荒シ申スマジキ事。(ノリキは筏流し。ヤライ引は堰き止め放流)

一、山中ニテ何ニヨラズ売買仕マジキ事。

一、材木盗ミ申ス者コレ有ラバ、過料金申シ付クベキ事。

一、留山ノ木伐リ申スマジキ事。

一、番所ニ断リ無ク檜皮ハギ申スマジキ事。付、惣テ檜小木一切伐リ申スマジキ事。

一、野火付ケ申スマジキ事。

一、廻判持參仕ザル杣履ヒ申スマジキ事。

右ノ旨、相背クニ於テハ、急度申付クベキモノ也。

延宝六年二月七日（江差に立てる）

そのほか、山師、山子のほか早切（ニシン干し用の細丸太）一本も伐らないこと。山師にことわりなく山子と相對にて諸木の売買をしないこと。松、雑木とも用木になるものは無断で伐らないこと。木巻場に家などを作らぬこと。一切の賭博は嚴禁すること。切支丹がかくれていれは届出ること。などと記されているものが多かった。

これらの禁制の中には環境や資源の保全に関係するものも多いが、とくに留意すべきものは留山であろう。留山は木を伐ることを留める山という意味で、現代の保安林制度に通ずるものがある。留山は江戸時代の多くの藩で行われた、林野制度の一つの基本的な森林保護制度であるが、その運用の実態は、各藩の考え方、時代によって必ずしも一様ではなかった。たとえば南部藩では、不時の用などに備え御用材のほかは伐採しない藩有林を御留山といい、津軽藩では一般民衆の入山を禁止し檜の立木の盗伐を嚴禁したような藩有林を御留山とっていた、とされている<sup>(2)</sup>。

松前藩の留山は制札の内容等から考えあわせると、少くとも初期のうちは津軽藩と同じように一般民衆の入山を禁止した制度で、とくに禁伐あつかいにしたものはなかったらしい。すなわち「福山秘府」（制札並條目部）の山林関係の規制の表現を南部藩的な留山として解釈すると実情にあわない点があるが、津軽藩的な留山とすれば前後のつじまがよく合う、といえる。たとえば、留山であったらうと考えられる厚沢部の山では、さきにふれたように「山人に伐らせ始む」とあり、その制札にも「番所へ断リ無ク山子ノ外檜伐リ申スマジキ候」とある。さらに「松前蝦夷記」には「厚佐部入笹山と云所より檜松等の類伐出申候、先年は他国より山師来り山を見、金子にて仕切伐り申し候。」とある<sup>(3)</sup>。

こうしてみると初期の松前藩の留山は一般民衆の入山、伐木を禁止し、藩から許可を得た特定の木材業者にこれを伐らせていたものと思われる。これはタカ狩りのところで

記した御留場が、すべての人による鳥獸捕獲を禁止するものではなく、一般民衆による鳥獸捕獲のみが禁止され、殿様はそこで狩猟を行い得る制度であったのと共通するものである。「留」という規制は一般民衆のみに作用し、他に特権的な人々がいたのである。南部藩では御礼金という立木代金を徴して民間の者に用材の伐り出しを許した藩有林を御運上山と称したというが、松前藩の留山は特定企業を対象とする御運上山、というよりな性格をもっていたものと考えられる。

檜山の荒廢とその保護 このような松前藩のヒバを中心とする留山は、藩の財政収入をささえる一面をもちながらさかんに伐採された。しかし檜山の本格的な伐採がはじまった延宝六年からわずか十七年後の元禄八年（一六九五）には、檜山地方に大きな山火事がおこった。宝曆十一年（一七六一）の「御巡視御用日記」には、「あつさぶ檜山元禄八年四月昼夜十二日山火事、過分檜木焼失仕候故……」と記されているとい<sup>(4)</sup>。また、「北海隨筆」には「上ノ国とて十里に及ぶ大山檜斗也。二十年以前此木友ずれにて火を出し、七日七夜焼ける故半分は焼尽したり。」とある<sup>(5)</sup>。北海隨筆が書かれた時（元文四年、一七三九）から二十年前といえは享保時代で、元禄とはやや時代があわないが、いづれにしても檜山の森林資源は山火事によって相当な被害をこうむったのである。

しかし山火事の中でも檜山の伐採はいかかわらず盛んであった。「福山秘府」（戸籍人数之卷）の元禄十四年の項には「江差郷杣人一千百人、内二十一人知内山杣人也。」とあり<sup>(6)</sup>。江差だけでも千名以上の杣夫が入っていたことが知れる。

檜山地方のヒバの美林はこうして山火事と伐採により荒廢がいちじるしくなってきたため、松前藩にとっても森林資源の保全は焦眉の急となってきた。留山の性格も、当初の運上山的なものから本格的な森林保護をめざすものに、大きく変化せざるを得なくなったのであった。「北海隨筆」には先に引用した部分にひき続いて「其後は留め山に相成、今に伐り出す檜は惣て少きものなる由」と記している<sup>(7)</sup>。このことは松前藩の山方御條目に「豊部内檜山宝曆八戊寅年（一七五八）より御留仰せ付け被り候。万一山賊の輩これ有るに於いては、曲事になすべく候」とあり、上国目名の檜山は宝曆十一年（一七六一）、戸渡川檜山、古櫃檜山は明和二年（一七六五）、田沢檜山は明和四年、厚沢部目名檜山は明和七年からそれぞれ留山となったという記録があることからもうらづけられ



(30)。ただし宝曆八年より前に書かれた北海隨筆にすでに「其後は留め山に相成」とあるのは、同じ留山であっても、規制の内容が宝曆以降によりきびしく変更されたものであると考えられる。

その頃、松前藩から檜山奉行に対して出された達しには、上の國など七カ所の檜山は「先年より、杣入相留候。毎日怠り無く相廻るべき事」というのがあり、さらに山守りに対しては、「御留山相守候儀は、御常法に候へども、猶更今度御改め仰せ出被り候に付、亦以毎日油断なく相守り申すべき事」と指示されている(31)。「今度御改め仰せ出被り候」というのは、以前の留山制度が、一般民衆の入山を禁止したにとどまっていたのに、「杣入相留候」と一切禁伐の扱いに変更したことを指しているものと考えられる。

その後檜山地方では、寝木、埋木、枯木などの採取、伐採が許されるようになったが、もはやこれは山林資源としては見るべきものではなくなっていた。

### (二) エゾマツの伐り出し

十八世紀に入ると、もはや檜山地方には魅力ある森林が失われてしまっていたので、つづいてさらに奥地のエゾマツが開発されるようになった。

飛騨屋久兵衛 このエゾマツの伐り出しの中心的な役割りを果たしたのは飛騨屋久兵衛である。久兵衛は四代にわたってエゾ地の経済に重きをなしたが、初代久兵衛は元禄九年(一六九〇)に飛騨国から江戸へ出、同十三年に下北半島の大畑で木材業を営み、同十五年に松前に渡った(32)。彼がどのような動機でエゾ地に渡ったのかは明らかではないが、およそ次のように想像できる。すなわち、久兵衛は江戸で木材業者に奉公した。その頃、豪商といわれていた紀国屋文左衛門や奈良屋茂左衛門などが産をなしたのは木材業によるところが大きいので、彼も木材業で一旗あげようと思ひ、下北半島までやってきた。ところが下北半島の森林は前に記したように南部藩の留山制度がととのえられつつあったので、飛騨屋のような新参者の入りこむ余地はない。そこでエゾ地に目を向けてみたが、檜山のヒバはすでに山火事被害をうけた後であった。やむなく多少の冒険だとは思ったが、誰も企業の対象とは考えなかったエゾマツ山の開発を思ひ、松前藩に願いでたのであった。

飛騨屋久兵衛は元禄十五年(一七〇二)に尻別(後志)のエゾマツに目をつけ、これ

を伐り出した。その頃の材木の払い下げは木材業者側が伐採場所をさがし、木材の需給、企業性などを考慮しながら伐採数量と運上額を定め、これを申請して藩から許可をもらうかたちになっていた。尻別のあと、有珠、沙流、久寿里(釧路)、厚岸、石狩、夕張、天塩などの山が開発され、その材は江戸や大阪に送られた。

「北海隨筆」には「夷地に蝦夷松とて一種あり。檜に類す。此木は処々にあり。是又他國になき材なり。江戸飛騨屋久兵衛と云ふ材木商人蝦夷地一面材木山を請負ひて、江戸、大阪へ廻し、檜の代りとなせり。江戸にて獻上台、障子、曲げ物等に用ひるところ木目こまやかにして、筋通り、檜よりは美なり」とあり、また「キイタツツより二十里手前に、アツケンと云ふ所有。大材を出す。八年以前南部の商人辻文左衛門といふ者、初めてアツケシの山入して、材を出せり、みな帆柱に用ゆべし。此時アツケシより直に江戸へ乗付、鉄砲州の材木問屋へ右の材木共揚たり。大材故価を待て今に残りて有といへり」と記されている(33)。

飛騨屋久兵衛は資力、政治性をかねそなえていたようで、しだいに他の木材業者をおさえ、エゾ地の森林資源の払い下げを一手にひき受けるようになった。払い下げの申請書である「恐れ乍ら書付を以て願上げ奉り候御山の事」の中には、しばしば「私一人に仰付け被れたく」とか、「外願人へ仰付け被り候ては私御請負合兼ね、右運上金差し上げ申儀成兼ね申候間……」という表現がみられる(34)。松前藩とすれば一定の財政収入があればよいのだから、飛騨屋と結びついていれば、むしろ藩の財政不如意のときの融通もきく、という計算もあったようである。飛騨屋との特約が多かった。

伐採の実態 当時の伐採量は、たとえば尻別山においては、元文、寛保、延享(一七三六―一七四七)の頃に、毎年一万五千―一万八千石、その運上金一カ年千二百兩―二千兩であった(35)。伐採は「夷松葉其外何木にても有合に、……仙木取勝手次第」であったから、当然のこととしてエゾマツのほか、トドマツその他の有用木も含まれていた。また材の形は「材木杣取の儀は机柱、桁、平物、角、寸方勝手次第」であったが(36)、僻遠の地からの輸送の都合で実際には短かめの材である寸甫が多かったという。(寸甫)は、北海道郷土史事典によれば長さ六尺・木口九寸に一尺二寸の材となっているが、新北海道史第二巻によれば丸太と説明されている。

一年に一万八千石というとき、当時は大径木のみをえらび歩止りも悪かっただろうから、

千石山といわれるような立派な山であつてもおそらく三十ヘクタールを越える大面積伐採が行われたと思われる。ここで働く仙夫はアイヌが使われるのではなく、下北半島の大畑付近からの出かせぎで、一山に数十名から百数十名が入つていた。

飛騨屋の木材業はすべて順調というほどではなく、時には目あての山が「殊の外材木出方六ヶ敷」とか、「思の外木立薄く」といった条件の悪いこともあり、またさんざん苦勞して材木を江戸に送つたところ「夷松に似寄申し候類木等、信州、甲州杯より夥しく江戸、大阪へ積出申し、不景氣仕り候て」(90) というように、市場競争もはげしいものがあつた。

しかし飛騨屋は三代・六十余年にわたりエゾ地の木材で産をなし、松前藩に対する発言力も強大なものを有するようになり、宝暦年間(一七五一〜一七六三)には、エゾ地の森林資源を独占し、その価格等を維持するため、エゾマツ、トドマツのある山すべてを留山とさせることに成功した(91)。ここでいう留山は初期の檜山の場合と同じく、一般民衆の入山を禁止し、特定の木材業者のみが許可を得てこれを伐採できるように制度であつたことはいふまでもない。

明和年間(一七六四〜一七七二)になると飛騨屋は一種の派閥争いにまきこまれ、木材業から手をひかされた。しかしその時、飛騨屋は松前藩に八千両あまりの金を融通してあつたので、その代償としてエトモ、厚岸、霧多布、クナシリの場所請負いの権利を獲得し、以降は水産業に転じ、三代目、四代目の時代を終えた。

その後エゾ地の木材業者として伊藤久右衛門、村山伝兵衛などがでてきたが、飛騨屋ほどの盛業をみることなく没落し、木材業も下火となつた。

以上みてきたように、十八世紀には松前藩と特約関係にある企業がエゾマツなどをさかんに伐り出したが、これらの森林が立地するところは、和人居住地ではなかつたため、松前藩としてもとくに森林保護に関する禁制などは考えず、資源の略奪的利用に走つたのだつた。しかし当時の搬出可能域は海岸沿いと、一部の河川沿いのみであつたため、その開発がとくに深く内陸部までおよぶことはなかつた。

### (三) 森林保護の強化と造林のはじまり

森林資源の枯渇 エゾマツなどの伐採は、一般の和人にとってはその直接的な生活環境の領域外のことであつたから、たとえこれが乱伐されたとしても氣にとめるところで

はなかつたが、檜山地方では、さきに記したように、森林資源の枯渇が深刻になつてきた。寛政十二年頃(一八〇〇年頃)、檜山七カ山の各沢の入口には、

一、此処檜並びに雜木とも留に候間、檜立の近辺にて新等伐り申すまじく候。尤も小柴背負ひ取、茶摘み等に参り候とも、火道具持參致し候儀堅く停止に候。別て小松葉並びに雜木の内七木の類、○ヒノキ、マツ、トド、セン、カツラ、ホウ、シコロを七木といふ。たとへ小木たりとも伐り取り申すまじき事。

という制札が立てられていた(92)。つまり従前にくらべ、七種類の伐採制限木が新たに加わり、また山火事に対する配慮がよきめ細かくなつてきたのである。

それ以前の和人居住地での材木の伐採は定められた礼金さえ納めれば、「檜の外何木にても勝手次第に候」ということで、自由に伐つて利用することができた。したがつてニシン漁業の隆盛にもなつて、造船、小屋掛け、干場などを作る材料、あるいは魚カスを作るための薪材などに使われる材木の量も相当なものであつた。「東遊記」(天明四年・一七八四)には、「此地昔は良材多く出、浪打際より良材茂りしが、今は切り戻して海辺には少し。」「都て此国木多く、三溪の百姓町人日々に焚捨る薪、寒国故に夥しき事なり。価を出す事なく、山に入りてほしいままに是を伐る。誰有て植育てるものなし。終には薪尽る事有べしと思はる。」とある(93)。出稼根性の沿岸漁民には木を育てるという風潮が少なく、江戸の文学者である東遊記の著者(平秩東作)の目には殺風景な風土と感じられたにちがいない。

十八世紀までの松前藩では、積極的に造林を奨励するという施策はみられなかつた。たとえば飛騨屋が檜山のヒバの、寝木、埋木などを出すさいに、木立のうすいところにヒバやスギの樹下植栽を試みたことはあるが、これも藩の施策というよりは、木材業者側からの配慮であつたと思われる。

### 望郷植栽

「松前志」(天明元年・一七八一)には、ウメ、アンズ、モモ、ナシ、スギ、ウルシ、コウゾ、イチヨウ、ネム、カリン、サルスベリ、ザクロ、ケヤキ、ツゲ、カラマツ、ツバキなど、北海道には天然分布しない樹木が松前地方に植えられていたことが記されている(94)。これらは神社、仏閣、あるいは武家の庭園などに趣味的に植えられるものが多い。藩政時代には参勤交代、交易などで江戸や大阪などとの往来の機会も多かつたので、本州にある花木、庭木、果樹などが望郷的に植えられた。これらの樹

木は数多くの試行錯誤的な植栽をくりかえしながら、エゾ地の風土( )といつても松前地方は北海道としては温暖である( )に定着するものが、しだいにしぼられてきたのであろう。たとえばケヤキについては「此樹松前山中になし。予、津軽、秋田の境より此木の実生を携へ来り、小庭に植へたり。小木のうちには稍寒風にをそる。」とあり、またウルシは「実生のもので年々枯るのみなり。是誠に惜しむべき也。」とある。

**幕府のエゾ地直轄と森林保護** 十八世紀後半に入ると、日本の北辺、千島やカラフト近辺( )ロシアの艦船がさかんに出没し、貿易や開国をせまってきたため、外交上、軍事上の必要から、十九世紀はじめに幕府はエゾ地を直轄地(寛政十一年・一七九九に東エゾ地を仮直轄、文化四年・一八〇七に全島を直轄)とした。幕府から奉行が派遣され、エゾ地の経営は松前藩時代よりも積極的なものがみられるようになった。すなわち、道路など交通網の整備、農業開発の試み、官營農牧場の設置、交易制度の改善、アイヌの撫育などが行われたが、森林保護・造林の奨励でも注目すべきものがあつた。

幕府直轄時代のこと( )を記した「休明光記(付録)」には、「函館( )づき村々、知内より以東海岸通りの山々材木薪等伐り出候儀、只今迄私領中制度も行届き申さず、年々伐り荒し、海岸村づきより一里余も禿山に仕り候場所も御座候へども、心付もこれ無く、此上捨て置き候へば、繁榮に随ひ、一向に諸木これ無き様」になるおそれがあるので、材木や薪の伐り出し法を定めて衆知をはかったが、人々は目前の利潤のみを考え、ものわりの悪い愚民はなかなかいことをきかない。このままでは遠からず彼等自身が難儀をし、また函館のためにもよくないので、今後は取り締りを十分に行う必要がある、という意味の記録がある( )。沿岸の住民は幕吏から「愚民」呼ばわりをされているが、ニシンで一攫千金の生活になれた漁業関係者には、山の天然資源を大切にする気風はなかなか根づかなかつたであろう。

また、ホエシベツ山という山には、ヒメコマツが多く、これが造船材料としてさかんに使われているが、「右木品の儀、本邦にも稀にこれ有り候と申す程の品に御座候に付、此後御船打立仕り候節、外の木品相撰び、姫小松の儀貯置くを然るべきにて差図仕置候。」という記録もある( )。このヒメコマツというのはキタゴヨウのことであろうが、現代の植物学の目でみてどのような特殊な価値があるかは分らない。しかし幕府から派遣された役人はものをみる視野が広く、松前藩時代よりは適切な施策が行われたとみる

べきであろう。この「姫小松」はある意味では北海道における天然記念物保存の胚芽とみなすこともできる。

**造林のはじまり** 文化六年(一八〇九)頃からは、函館地方において林木を伐採して百石以上の船を造るときは、函館からは伐らず、小安、戸井、尾札部、尻岸内、茅部、野田追の六カ所から用材を搬出させることとし、従来の役銭のほか、百石につきスギ、マツ、トドマツ、センなどの苗木百本あてを、函館山に植栽しなければならぬという制度ができた( )。この制度がどの程度まで函館山の緑化に役立ったかは直接的には明らかではない。しかしこの頃は奉行の奨励もあり、造林思想がしだいに定着してきた。

とくに有名なものに函館山の卯之助のスギがある( )。この頃になると七飯など道南地方の一部には農民が生活するようになっていたが、七飯の農民、卯之助は文化年間に函館山および七飯の官地に、スギ二万本余、アカマツ二千本を植栽した。これはその後良好な成育を示し植樹の範とされた。函館山の一部にはこのスギが一・五ヘクタールほど残っており、松井善喜によれば( )、昭和四十年頃に平均直径六九センチ、高さ二八・五メートル、一ヘクタール当り換算で二一六本、一〇六二立方メートルの蓄積であり(調査地七四〇平方メートル、一六本)、なお年に七立方メートルほどの成長をつけているという。

また、このスギは北海道における最初の分取造林でもあつた。しかも「函館山御用杉苗木二万本余植付追々盛木之上木数半方は其方持林に被付者也」という分取の証拠書類が明治時代になってから発見され、その真偽が行政裁判所であらそわれた結果、卯之助の子孫が当時成林していた三千三百余本の半数を得た、という記録もついている( )。

一方、東エゾ地の厚岸では文化元年(一八〇四)に「従是十町四方ノ風除山林」たるべきもの( )として、海岸防風林の指定が行われている( )。その頃の厚岸は東エゾ地第一の天然の良港であり、根室やクナシリ方面への根拠地であつた。文化元年は幕府による官寺として、国泰寺が設置された年でもあつた。国泰寺の住職が記した「日鑑記」には、「今日、拙僧向浜へトドノ木掘リニセカチ共四人召シ連レ罷リ越シ、高サ三・四尺ノトコロ六・七拾本持チ帰り、即日境内板塀内ナラビニ門外へ渡代風除ケノタメニ植へ置キ」( )と、環境緑化にはげんだことが書かれている。厚岸にはサクラが多く現在でも花見客をよるこぼせているが、これも国泰寺の住職の配慮によるものである。

その後のエゾ地は文政四年(一八二二)にいったん松前藩に返還された後、安政二年

(一八五五)、函館の開港にともなうて再び幕府の直轄地となった。

幕府再直轄時代の記録である「蝦夷地御開拓諸御書付諸伺書類」には、「諸苗木並びに木実類御入用を以て諸国より取寄、函館最寄並びに手近の村々山付野合空地の場所へ苗木仕立所取立、追々諸場所へ移植成るべく、成木致し候へば、往来筋へ次第に植付候積りにこれ有り」とあり<sup>(18)</sup>。函館奉行は谷地頭に苗木仕立所を作るとともに、七飯には菓草園を作つて、ポタン、シヤクヤク、朝鮮人參などの栽培を行つた。マツやスギの種子を佐渡などから購入して苗木を養成した。またクワ、コウゾなどを栽培して民用に供しようと考えた。文久二年(一八六二)には四、五尺におよぶ苗が数十万本に達したので、近在に多く植栽した<sup>(19)</sup>。今日、国道五号線の七飯付近にみごとなアカマツ並木が残っており、また五稜郭(安政四年着工)周辺にもアカマツの古木の林があるが、これらの一部はその遺産であるといふことができる。

また幕府再直轄時代のエゾ地の警備については、松前藩のほか、仙台、南部、津軽、秋田、会津、庄内の各藩が、幕府から分担警備を命ぜられた。これらの藩士によつて山林尊重思想がより浸透していった一面のあることも考えられる。たとえば秋田藩の分担区域であつた北見紋別場所では安政三年(一八五六)に、和人の使う門松は小枝を使うように、またアイヌがカインウウに使うトドマツはこれまでのように切りとらず、根付のものを使ってそのまま植樹するように、といった細かい指示がなされている<sup>(20)</sup>。その後津藩が紋別以東を支配するようになると、処々に禁伐林をもうけ、また海岸の樹木はいっさい伐採することを禁ずる措置をとつた<sup>(21)</sup>。各藩の警備隊は各地に元陣屋、出張陣屋をもうけたが、今日でも白老には仙台藩元陣屋跡に数本の大きなアカマツが残つており、室蘭のペケレオタには南部藩の出張陣屋跡があつて当時植えられたスギ林が今日でも特有の景観を構成している。

このように明治以前におけるエゾ地の造林、環境緑化については、松前藩時代にはほとんどみることができなく、その多くは幕府直轄時代の時代に奨励、普及されたものである、といふことができる。松前藩時代の山林保護、環境緑化がなぜ手薄であつたかを考える場合には、本州諸藩の山林保護施策についてもふれる必要がある。

#### 四 江戸時代の山林思想とエゾ地の山林

エゾ地の森林政策は本州諸藩の林政にくらべると、かなり後進的であつたといわざる

を得ない。それは何故であらうか。

松前藩が成立したと同じ頃の十七世紀はじめ、創成期の秋田藩には渋江政光がいた。彼は山林に深い関心をもち、「国の宝は山也。然れども伐り尽す時は用立ず。……山の衰は則ち国の衰也。是を知る者稀なり。」という言葉を残している<sup>(22)</sup>。この言葉は表面的にみれば山林尊重主義であるが、この背景にはさらに封建的な意味合いが含まれていたとみなすことができる。すなわち彼は同時に「土民は国の宝也。よく恵みを成すべし。土民盛なれば国も盛なり。土民衰ふ時は国も亦衰ふ。」ともいつている。いうまでもなく封建領主をささえる基礎をなすのは農業生産物であるが、その生産物をもたらす田畑に水をうるおし、洪水を防いでくれる第一の根源が山林にあることを、彼はよく承知していたのである。ただ「是を知る者稀なり」というとおり、多くの為政者はそれを見抜く見識をもつていなかったであらう。

また渋江政光よりややおくれ出て出た熊沢蕃山も岡山藩につかえ、瀬戸内海沿岸の花崗岩地帯の荒廃しつつある山林をみて、「山川は天下の源なり」「木草しげき山は、土砂を川中に落さず、大雨ふれども木草に水をふくみて、十日も二十日も自然に川に出る故に、かたがたもつて洪水の憂なし。山に草木なければ、土砂川中に入て、川床高くなり候。大雨をたくはふべき草木なき故に、一度に河に落入、しかも川床高ければ、洪水の憂あり。山川の神氣うすく、山沢気を通じて、水を生ずることも少なければ、平生は田地の用水もすくなく、舟かよはず事も自由ならず。」と説いている<sup>(23)</sup>。

さらに津軽藩の四代藩主、津軽信政も十七世紀後半から十八世紀はじめにかけて、五行説の木火土金水のうちとくに木を重視し、「されば木は人のカマドの第一也。木のある処と云は山也。木はカマドの本、カマドは人の身を置く処也。上より下迄木なく火なくては不成事也。木の多くなる事は心を用るに有り。」として、山林を重視し、山林の伐採制限を強化するとともに、各地に植林を奨励した。なかでも有名なのは日本海沿岸に長さ十里、幅一里の、屏風山と称する海岸防風林を造成したことで、その結果、二百数十カ村、十余万石の開拓が可能となつたといふ<sup>(24)</sup>。

こうしてみると江戸時代の山林保護思想の多くは、国の本をささえる農民の生活基盤である水田や畑地をよく保全し、その水利を保つには、山林を大切にすることが必要であるといふ考え方に立脚していた、といふことができる。そして、田山、水の目山というよう

な水源涵養保安林の保護をはかったのである。

ところが松前藩時代のエゾ地には、冒頭に記したように水田や畑地がなく農民もいなかった。むしろ農民がエゾ地に定着することを否定する施策をとったのである。その意味で山林保護の必要性はまったく感じられなかった。また農業生産がなく、自然物採取に依存するという経済体制では、藩の財政収入を維持するためには、つぎつぎと山林を開発して木を伐り出していく必要があったのである。しかもエゾ地の森林資源は無尽蔵にちかかった。明治になってからも「本道到所山林ナラザルハナシ」(開拓使事業報告)という状況だったのである。松前藩の森林政策が、本州諸藩のそれにくらべて後れをとったとしても、やむを得ない特殊な一面があったというべきであらう。

△註△。は全般的に参考としたもの

- (1) 津軽一統志・(新北海道史料I、昭四四)一六七頁、「松前檜木山当年はん四万袖取候由。上口のめな川とど川阿川え出候由、水少分にて不自由の由。」とある。
- (2) 福山秘府(新撰北海道史料I、昭一一) a 四三頁、b 一九六頁、c 一三五頁。
- (3) 河野常吉・江差檜山の沿革(昭五)(河野常吉著作集II、昭五十) a 二八一頁、b 二九二頁、c 二九四頁、d 二九五頁、e 二九七頁。
- (4) 笹沢魯羊・下北半島史(昭三一)六七頁。
- (5) 林野庁・徳川時代に於ける林野制度の大要(昭二九) a 七五及五二頁、b 七五頁。
- (6) 松前蝦夷記(松前町史料I、昭四九)三八〇頁。
- (7) 坂倉源次郎・北海隨筆(北門叢書II、昭四七復刻) a 四八頁、b 四八頁、c 四八及五四頁。
- (8) 河野常吉・飛騨屋久兵衛の伝(大四)(河野常吉著作集II、昭五十) a 一九一頁、b 一九六頁。
- (9) 飛騨屋蝦夷山請負関係文書(新北海道史料I、昭四四) a 二三八頁、b 二三八頁、c 二四四頁。
- (10) 新北海道史II(昭四五) a 二四四頁、b 八六一頁。
- (11) 平秩東作・東遊記(北門叢書II、昭四七復刻)三五九頁。
- (12) 松前広長・松前志(北門叢書II、昭四七復刻)二三四頁。
- (13) 休明光記付録(新撰北海道史料I、昭一一) a 七九二頁、b 七九二頁。
- (14) 北海道山林史(昭二八) a 五二七頁、b 一二二頁、c 九七頁。
- (15) 河野常吉・文化年間植栽せる函館山の杉林に就て(大四)(河野常吉著作集II、

昭五十) a 一六三頁、b 一六四頁。

(16) 松井善喜・北海道における各樹種の植栽沿革とその造林成績に対する考察(林業試験場研究報告一八九号、昭四一)八九頁。

(17) 日鑑記―國泰寺とその周辺―(釧路叢書十二卷、昭四六)三五〇頁。

(18) 蝦夷地御開拓誌御書付諸伺書類(新撰北海道史料I、昭一一)一三七五頁。

(19) 北海道殖民状況報文・北見国(明三一、昭五〇復刻)五一頁。

(20) 狩野亨二・江戸時代の林業思想(昭四三) a 三七〇頁、b 一九七頁、c 四一七頁、

その他、伊藤源作・北海道林業史の研究(一)(北大演習林研究報告、一四〇二、昭二四)も参考とした。

### 三、エゾ地の自然調査

#### (一) 幕府によるエゾ地の調査

松前藩の自然認識と水戸藩の調査 松前藩はエゾ地についての自然の実態を調査し、その結果を自然資源の活用に使立ることについては消極的であった。松前藩時代のエゾ古地図をみると、それは今日の北海道の姿とはかなりかけ離れたものがあり、当時の測量技術を割引いてみても積極的にエゾ地の調査を行ったとは考えられない。松前藩としてはエゾ地の自然の実態が明らかになることによって、その富源の開発を求めて本土から多数の人がエゾ地に入りこめば、再びシャクシャインの乱のような、アイヌとのトラブルがおこることを恐れていたのかも知れない。

元禄元年(一六八八)に徳川光圀は、磁石、天測機など当時の蘭学の成果をいかす観測機をつみこんだ探検船、快風丸を新造してエゾ地の探検を実施させた。しかし松前藩では快風丸がエゾ地の奥を探るのは藩法にそむくというので、その奥地行きを断ってしまった。そのため快風丸はやむなく石狩川口付近の状況を調査しただけで帰ることになった。

そのとき松前藩からは、クロユリ、タンチョウ、シマフクロウを水戸藩に贈ったが、「快風丸記事」には、「エゾ地ニ黒クサク花アリ、名知ラズ、エゾ人ハ知ルナラン、日本ノヒメユリノ様ナル花ニテ黒クサクナリ。」(丹鳥は巻羽卷分程に調べ参り候、是は蝦夷の女房より懐中にてかへし、中々に手なれ、抱きかへしてもいやがり申さず候。)とある(一)。

天明期の調査と蝦夷拾遺 十八世紀後半になると、しばしば千島、カラフトなどへロシア人が南下し、通商を求めてくるようになったが、そのような情勢の中で、天明三年（一七八三）に仙台藩医の工藤平助は「赤蝦夷風説考」をあらわした。平助は国防上および密貿易禁止の必要から、むしろ交易を許し、そこで得た利益によってエゾ地の金、銀などの鉱山を開発すべきであると論じた。この赤蝦夷風説考が幕府当局の目にふれると、老中田沼意次は心を動かされエゾ地調査を命じた。

幕吏普請役の山口鉄五郎、佐藤玄六郎、青島俊蔵など五名を中心とする調査隊が組織され、天明五年から六年へかけて、宗谷、カラフト、霧多布、クナシリ、エトロフ、ウルフなどにおいて異国通路の実況、密貿易の有無、エゾ地金銀山の様子、産物などが調査された。

調査隊は天明六年、調査の中間報告としてそれまでに検分したことをとりまとめ、意見書を老中に提出した。それによると、エゾ地は広大であるが「人別少く、糧乏しく候ては、御取締の筋出来難く仕り候に付、先ず本蝦夷地を新田畑に開発仕候積り」としてアイヌに農業を教え、本土からもエタ非人などを移住させるべきである、「土地開け候えば自ら諸商人共も入込み、人別相満ち候えば、追々異国の渡り口を取締しめ」ることができるとであろう、というものであった。

しかし天明六年、二年目の現地調査が完了しないうちに幕府の政変があり、田沼意次は老中を罷免されてしまったので、この調査は尻切れになってしまった。調査員の山口鉄五郎、佐藤玄六郎らは天明六年、調査見聞した地理、人物、産物、アイヌ語、赤人ならびに山丹人のこと、などを「蝦夷拾遺」としてとりまとめしたが、もはや調査報告を幕府に提出することもできなかった。幕府からは「御用これ無き候間、勝手に帰村致し候様申渡す」と冷たくあしらわれただけであった。

「蝦夷拾遺」はエゾ地のことを総合的に記した最初の博物学的、科学的な報告書であるとされている。それ以前に、前草までに部分的な引用をした「北海隨筆」（坂倉源次郎・元文四年・一七三九）、「松前志」（松前広長・天明元年・一七八一）、「東遊記」（平秩東作・天明四年・一七八四）などもあり、それぞれに特色ある博物学的記載があるが、その直接の見聞は道南地方にとどまっていた。

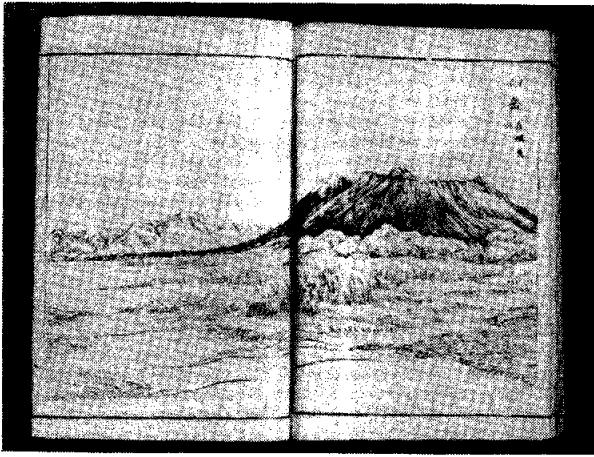
新井白石は、さらにそれ以前に「蝦夷誌」（享保五年・一七二〇）を書いたが、それ

は自らの見聞にもとづくものではなかった。その中でアイヌに関して「上下に筋無く、男女の別なく、凡夷の情（まじじゅう）に近し」と記された部分があるが、「蝦夷拾遺」ではこのことにふれ「一見百聞に如かずにて、只商人、船子の語るを聞き、自ら見ざる故に大いに違ふ」とし、むしろアイヌは「直にして上下の節篤く、父子の孝茲、兄弟、長幼、悌順、天性自ら備り、……その厚情なる事平人の及ぶ所にあらず。如斯なる者の何ぞ禽獸に近しと云んや」といって、实地調査にもとづき自信をもって、それまでの伝説的風聞を否定している。

最上徳内と蝦夷草紙 この天明期のエゾ地調査の一行の中に、役柄は軽かったが、最上徳内が参加していた。徳内は天明五年に厚岸、霧多布からクナシリに向ったが秋となつたので引き返し、翌六年には春のうちにクナシリへ渡り、エトロフでは難船したロシア人がこの島に生活していたのでこれに接し、ロシアの国情などをききだすとともに自からロシア語を学んだ。その後徳内は幕吏の中のエゾ通としてしだいに重用されるようになり、文化四年（一八〇七）までのあいだに九回もエゾ地に渡った。このうち七回までの見聞は「蝦夷草紙」（寛政二年・一七九〇、後編は寛政十二年・一八〇〇）にまとめられている。

「蝦夷草紙」の中で徳内は、アイヌ風俗などを詳しく観察しているほか、鉱物、植物、鳥獣などの物産にもふれ、また千島やロシアの地理も語っている。たとえばガンの渡りの生態にふれ、「諺に鷹がねは常盤の国に帰ると、皆人の云ふ所なり。鴻鴈（ヘシクイとガン）夏中は何国へ行く事と思ひしに、四月の頃は厚岸辺に居り、五月頃はエトロフ辺にあり。夏中に至りてはシモシリ島、是より丑寅（東北）の方の島々、カムサッカ、ヲホッカ辺はおびただしく集り、巢をつばみ、子をかへすなり。赤人の国法にて、夏中は雁、鴨を獵する事を禁じ、雖もそたち、やがて南方におもむく時に、獵する事を免じて捕らするといふ。此説、風説に非ず。直に赤人に聞き得て記す所なり。」とある。

これはおそらく鳥の渡りの実態と、外国の狩猟法に言及した最初の記録であろう。なお、最上徳内は江戸でジーボルトに会い、エゾ地のことを語ったが、ジーボルトの「日本」の「江戸参府紀行」の中には、「最上徳内という名の日本人が、二日間にわたってわれわれの仲間を訪れた時に、彼は数学とそれに関係ある他の学問に精通していることを示した。……彼は絶対に秘密を蔽守するという約束で、蝦夷の海と樺太島の略図



白岳（有珠山）大有珠が出現する前の姿（日本名山図会）  
（高沢光雄氏蔵）

が描いてある二枚の画布をわれわれに貸してくれた。しばらくの間利用できるようにというのである。実に貴重な宝ではあるまいか。」というくだりがある。

その後の幕吏の調査 最上徳内と同じ頃、ときには徳内と同行してエゾ地を調査した近藤重蔵もまた、北方の地理を明らかにするのに功績があった。彼の「辺要分界図考」や「蝦夷地図式」にみられるエゾ地図は、かなり今日の北海道の姿に近いものになっている。しかし北海道の精密な輪郭はいうまでもなく、伊能忠敬などによって明らかにされた。忠敬は寛政十二年（一八〇〇）の五月から九月にかけて、函館より根室までを測量した。里数は歩測により、緯度は実限儀、方位は小方位盤を用いたものだった。その後忠敬から測量術を学んだ間宮林蔵が西エゾ地などの実測を行い、北海道の沿岸実測図を完成させたのである。

寛政四年（一七九二）に最上徳内などとエゾ地調査に同行した小林源之助は、道中で観察した、山川、草木、鳥

獣、魚類などを絵筆に収めたが、「蝦夷草木図」には五十三種の植物がアイヌ名とともに記されている。

寛政十一年には幕府の奥医師で果鴨薬園総管を兼ねた澁江長伯の一行が、松前から東海岸にそって厚岸付近にいたるまでの採集調査旅行を行った。その記録は「東遊紀勝」として伝えられ、植物写生図（絵は同行の谷元且による）は「蝦夷採集草木図」（蝦夷草木写真）にまとめられている。さらにこのときの資料をもとに

して薩摩藩医、曾占春は、「蝦夷草木誌料」をあらわし、一八一種の植物を記載している。（澁江長伯の採集した植物標本の一部は後に宮部金吾により学名などが付記され、現在も北大農学部に保存されている。）谷文晁の有名な「日本名山図会」（享和二年・一八〇二）のうちエゾ地に関する山、すなわち恵山、内浦岳（駒ガ岳）、白岳（有珠山）岱瑤（樽前山）、志利辺津山（羊蹄山）の写生は、澁江長伯の一行の中に加わっていた画家の、谷元且が画いたものとされている。なおこの中の有珠山の図は、小有珠のみが画かれ、大有珠にあたる山がないことから、大有珠ドームの生成時期を推定する一つの大切な鍵となっているのである。

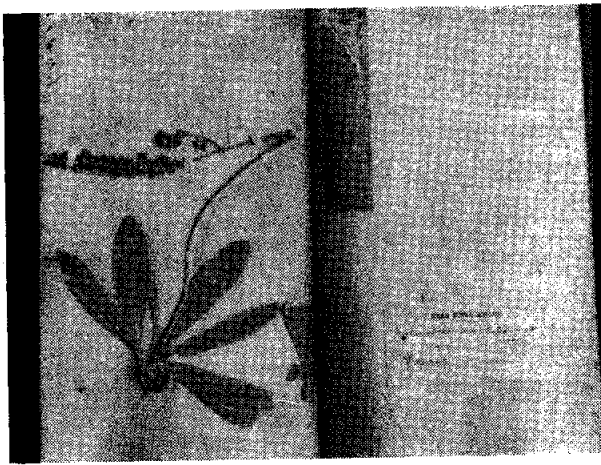
このようにエゾ地を幕府が直轄する前後（エゾ地の幕府直轄は、寛政十一年・一七九九から文政四年・一八二一までの前期直轄と、安政二年・一八五五以降明治にいたるまでの後期直轄がある）には多くの幕吏がエゾ地を調査し、あるいはエゾ地に在勤して、各種の調査記録をとどめたので、エゾ地の地理、動植物、風俗などの知識は大いに進歩したのであった。

（二）松浦武四郎の山川紀行

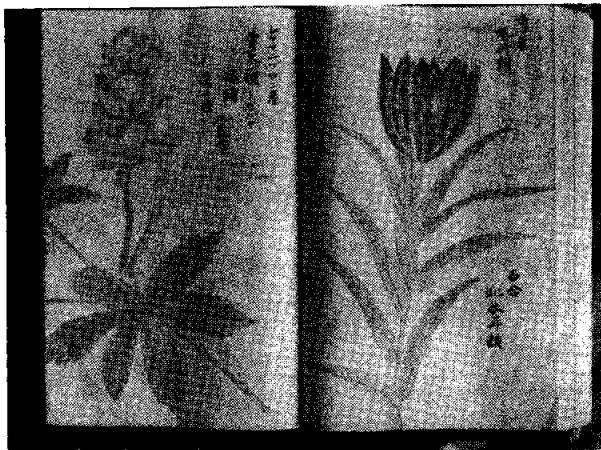
エゾ地の自然の実態はしだいに明らかにされつつあったが、広大なエゾ地の内陸部はまだほとんど空白であった。松浦武四郎は「古人あるひは履歴し、あるひは伝聞を採録して編をなすもの少からず。然りとはいへども海岸のみにして山脈水脈をつまびらかにしたるを見ず。」と語っているが、この内陸部の空白を超人的な努力によって埋めたのが松浦武四郎である。

武四郎は弘化二年（一八四五）から安政五年（一八五八）までのあいだに、六回にわたるエゾ地の探検旅行を行った。前半は個人で後半は幕府の命を受けたものであった。とくに安政五年の第六回探検は、堅雪中にシリベツならびにクシロの川筋に出張し、山脈地勢などを委細とリ調べるよう命ぜられたもので、一月から八月まで二四〇日にわたる大旅行であった。そのときの足跡は、虹田、洞爺湖、羊蹄山（登山）、定山溪、石狩川、カムイコタン、空知川、十勝川、帯広、白糠、釧路、阿寒岳（登山）、美幌、摩周岳（登山）、標茶、昆布森、根室、野付、知床、斜里、紋別、宗谷、天塩、増毛、石狩、鶴川、エリモ岬などにおよんでいる。

これらの探検旅行などで武四郎が残した著述類は膨大なものであるが、紀行日誌の主



寛政11年に渋江長伯が採集した標本（北大農学部蔵）



寛政11年渋江長伯による蝦夷採集草木図（原田三夫による写本）  
（北大農学部蔵）

要な部分は「東西蝦夷山川地理取調紀行」十部（石狩日誌、久摺―釧路―日誌、後志半  
踏日誌、十勝日誌、納沙布日誌、知床日誌、夕張日誌、天塩日誌、東蝦夷日誌、西蝦夷  
日誌）に抄録されている。また地図は緯度、経度各一度を美濃半紙一枚の切図として、  
これに山脈、河流、地名、道路、運上屋、会所、村落、出稼所などを書き入れた二十八  
枚の「東西蝦夷山川地理取調図」としてまとめられている。この地図は、地域によって  
は明治中頃にいたるまで実用的価値を失わなかったといわれている。

山川地理取調紀行の日誌には武四郎が探検旅行の途上で見聞した、山川、動植物の様  
子、アイヌ語地名、アイヌ風俗などが生き生きした筆致でえがかれている。また和人の  
交易場所支配のあり方、将来の発展に対する提言などには人間的な魅力を感じさせると  
ころが多い。

たとえば和人が交易場所でアイヌを酷使したり非人間的な扱いをしていることに対し

ては、「腰の二重にもなるばかりの爺婆や、見る影もなく破れて只肩に懸るばかりのア  
ツシを着、如何にも菜色をなしける病人等杖に助り、……我等を見て皆寄り来りし故そ  
の訳を聞くに、斜里、網走両所にては女は最早十六、七にもなり夫を持つべき時に至れ  
ば、クナシリ島へ遣られ諸国より入り来る漁者、船方の為に身を自由に取扱はれ、男子  
は娶る頃にならば遣られて昼夜の別なく責め使はれ、その年盛を百里外の離島にて過す  
事故、終に生涯無妻にて暮す者多く、男女共に種々の病にて身を生れつかぬ病者となり  
ては、……このままにては今年二十年も過れば土人の種も如何と案じける」とし、  
「その請負人の遣い方悪むべし。……実にこれらの事悪の極ならずや」とり、深い怒りをあ  
らわしている。

松浦武四郎の功績は実に多方面におよぶが、近代的なアルピニズム（宗教登山や本草  
学とはかかわりない登山精神）の胚牙としても注目すべきものがある。安政四年には積

雪期の大雪山の一部に登山した。「石狩日誌」にはその時の様子が  
「積雪銀の如し、亡りて危し。……山は屈曲たる樺木ばかりにて、  
枝は皆風に馴れて怪しき様をなしぬ。……又しばし上るや頂上に至  
りぬ。この辺々たる岩山に五葉松這ひ重り実に青靨を敷くが如  
し。其より西南統ぎ、チクベツ岳、ベベツ岳、ビエ岳等重疊たる峯  
巒馬の背の如く連綿たり。遠くはトカチ、クマネヒリ、サヲロ、ユ  
ウバリの岳に白銀を磨けるが如く雲中に聳え岐立しけるが、暫時眺  
望の間に雲霧吹散し、……大に望を失ひぬ。然れども石狩の水源は  
此岳を廻りてトカチ岳の間に終る事は近きが故に慎に見定めぬ。」と  
記されている。もつともこのときは、どこの山を、はたしてどの  
辺まで登ったかは、後述のとおり疑問が残されている。

また後方羊蹄山には安政五年の二月に登った。「天いまだ白まざ  
るに、カンジキをつけて攀る。登ること四分にして、日ようやく出  
づ。九折して進むに刀風面を刺す。然れども汗背に流洩していよいよ  
よ険難なるを知る。天色すでに暗れ、恵山、駒ガ岳、有珠、絵納、  
白老、皆襟帯の間にあり。登ること六分にして樹無し。登ること八  
分にしていよいよ険しく、歩むこといよいよ難し。午後ようやく山



巔に達す」という漢詩が「後方羊蹄日誌」にでている(18)。

松浦武四郎は摩周のカムイヌプリ、日高の豊島岳などでは、案内のアイヌが尻こみするの比率先して頂上に向った。武四郎は安政五年の探検旅行にはまさに決死の覚悟でかけたのであった。出発に先立つ一書には「実に憑河の勇(むこうみずな行動)に相当り候へども、死を覚悟仕り候て、出立致し候も、……風雪嵐嵐(山川)の毒気による病氣)の為に、生命を侵犯され候はば、何卒、其靈魂は、今度築造仕り候後方羊蹄社の傍へ、一字の小社を御取立下され候様……」という言葉がみられる(19)。

石狩川源流地帯の探検的登山については武四郎の直前に、石狩在勤所の足輕、松田市太郎の足跡がある。市太郎は安政四年三月、石狩川水源調査の命を受け、大雪山と十勝岳の一部を五十一日間にわたって探ったもので、武四郎と並ぶ大雪山の先駆者である。明治九年に開拓使大判官の松本十郎は大雪山の山越え調査を行ったが、その「石狩十勝阿河紀行」の中で「松浦氏ノ紀行ハ全ク土人ヨリ聞書タルコト判然、又絵図亦スコブル(錯)ルセリ。嗚呼都人士能ク人ヲ欺ク。第一、石狩十勝阿河水源ノ位地天ニ誤ル。」と批判し、案内のアイヌにただしたところ、松浦殿は「何ゾ如此ノ深山ノ水脈山脈ヲ知ランヤ」と笑って答えた旨が記されている(20)。しかしたいした測量器具もたず、短時間にその山の一部に近づいただけの人に、水源地帯の正確な位置関係を明らかにすることを要求するのも、少し酷であろう。

たしかに、武四郎の日誌には読ませるための脚色がほどこされた部分が多く感じられる。積雪期の大雪山の山頂に、青々としたハイマツの記述がでてくるのもおかしい。大雪山にしても羊蹄山にしても、武四郎は山頂までは登らなかつたかも知れない。しかしそのへんに誇張があるからといって、あの時代に、幾多の困難をおかして内陸部を踏破し、山川の地理を取調べた先駆的業績そのものを、否定しざるにはならないであろう(21)。

### (三) 函館開港と外国人による科学的調査

ペリー艦隊員による調査 安政元年(一八五四)三月、日米和親条約により下田と函館が開港されることとなり、四月にはペリーの艦船が函館に姿をあらわした。隊員たちは函館につくとただちに港湾の測量を行うとともに、動植物などの調査をはじめた。やがて隊員の「ホロン、ハイネ外屯兩人上陸致し、小島並草木之花類写生致したく候」と

動植物写生の場所を世話してほしい旨の申し入れがあったが、黒船騒動のさなかの日本側では、勝手に上陸されて調査されては困るので「決して勝手な歩行は致し申すまじく候」と、しぶしぶこれに応じたということが「亜国來使記・六」に記録されている(22)。しかしそのうち隊員は付近の海辺などを歩いて貝や魚、鳥獣や植物を採集するようになった。「私は提督の命令で鳥類標本収集のために軽艇で上陸した。……私の狩猟は相当成績を得た。私は多くの珍しい美しい標本を願った。そして若干の全く新種か稀種の鳥を、我が自然科学者のために手に入れたい希望をいだいている。」「我々は偶然に狐を雌雄捕えた。両方とも美しい標本で、願わくはワシントン動物博物館の飾り物にしよう。」「隊員の日記にある(23)。しかしこのような科学的調査の趣旨は当時の日本人にはなかなか理解できることではなかつた。日本側の記録には「上陸致し引網並びに小銃にて鳥類殺生杯いたし、夕七ツ時残らず元船へまかり帰り候」とあり(24)、アメリカ人はただ無益な殺生をしている。というふうにししか受けとられなかつたのである。

ちなみに日米和親条約の付録第十条には「鳥獸遊獵はすべて日本に於て禁ずる所なれば、アメリカ人もまたこの制度に伏すべし。」と定められていたのであつた(25)。

当時の函館市民はまったく異質の西歐的文化を、いきなり目の前につきつけられたので、異人の行動は判断に苦しむことが多かつた。牛を殺して肉を切る様子は「さすが狄の作業、中々皇国人の忍ぶべき事とおぼえず」とあり、夫婦が仲よく街中をつれだつて歩くさまは、「この夫、女の手を曳て己が腋に夾み、相ともに掌を合し指をくみ、……ますますへばりついて人もなげに語り合ひ、浮々浪々として市中を通りしとなり。実に倫理をしらざる懸なきの夷類ながら、その淫姿見る目に痛かるべし。」と批判している(26)。

なお、このとき軍医のモローと通訳のウイリアムスなどが函館で採集した植物標本は、ハーバード大学のアサー・グレイ教授のもとに送られて研究され、さらにスゲ類はブー教授が鑑定し、そのうちの二種(グリーンズゲ *Carex Parviflora* およびエゾマツバ スゲ別名ハリガネスゲ *Carex Capillacea*) は函館山からはじめて発見された新種であつたという(27)。

マキシモウィッチ 日本の植物学の黎明期に大きな役割をはたしたマキシモウィッチは、とくに北海道と縁が深かつた。昭和二年十一月、札幌でカール・ヨハン・マキシモ

ウイッチ誕生百年記念会が催され、松村松年、宮部金吾、牧野富太郎などの先生が出席しているが、その時の記録から宮部金吾による式辞の一部を抜き書きしてみる(22)。

「マキシモウイッチ氏ハ十九世紀ニ於ケル露國植物学者ノ一大權威ニシテ、ソトニ東亞ノフロラ研究ノ大志ヲ抱キ一八五四年(安政元年)ヨリ約三年間、黒龍江方面ノ植物探検採集ニ従事サレ、……一八六〇年(万延元年)ノ秋函館ニ来リ、留ルコト一年有ニカ月ノ長キニ亘リタルハ、此地方ノ植物ヲ徹底的ニ採集研究センガ為ニシテ、時ト勞トヲ惜マズ、専ラソノ業績ノ完カラソトヲ希圖サレタルニヨル。吾北海道ノ植物ヲ科学的ニ研究シタルモノハ実ニマ氏ヲ以テ嚆矢トナス。……尚外人ハ居留地十里以外ノ地ニ出ヅルコトヲ嚴禁サレタル時ナリキ。然カモ此時ニ當リ、マ氏方尚ヨク完全ナル標本ヲ夥多ニ集ムルコトヲ得タルハ、コレ全ク忠僕須川長之助ヲシテ採集セシメタルニヨルモノナリ。……マ氏ハ帰國後セント・ペテルスブルグ帝國植物園主席植物学者ノ榮職ヲ占メ、一八九一年(明治二四年)死ニ至ルマデソノ職ニアリ、専ラ東亜植物ノ研究ニ全力ヲ注ガレ、特ニ日本ノ植物ニ關スル研究ニ没頭シテ、ソノ著書スコブル多シ。」

マキシモウイッチの標本採集を助けた長之助は高山植物のチョウノスケソウなどでも有名であるが、マキシモウイッチは自分の部屋の金庫に鍵もかけず、長之助に対し「お前が私の金庫であり、かつ鍵である。これ以上安心なことはない」といわれるほどの信頼を得ていたという。

館脇 操によると(23)、マキシモウイッチの命名に係り、日本の学会に承認されている植物の学名は(昭和二年当時)三四〇種をこえ、変種は四〇種に達し、日本の植物総数の約二十分の一はマキシモウイッチによって、科学的位置を得たものであるという。

マキシモウイッチの命名で宮部金吾を記念したものにクロロビータヤ *Acer Miyabei Maxim.* があり、長之助にちなんだものにニホカヒチ *Acer Tschonoskii Maxim.* や「ヤエヒンレイソウ別名シロハナヒンレイソウ」*Trillium Tschonoskii Maxim.* などがある。また北海道で一般的にマロヤナギ *Populus Maximowiczii A. Henry* ヴァイカシ *Betula Maximowicziana Rgl.* ヤエヒンノキ *Alnus Maximowiczii Call.* などはいずれもマキシモウイッチを記念して命名されたものである。

ブラキストン マキシモウイッチにややおおかれて、文久元年(一八六一)に、トーマス・ライト・ブラキストンが函館にきた。ブラキストンはイギリスの軍人で、クリミア

戦争に従軍したあと現役をしりぞぎ、カナダのロッキー山脈や中国の揚子江地方の測量探検を行うかたわら鳥類の研究を行っていた。その後、ブラキストンはいったん帰国したあと、シベリアをへて黒龍江に達し、そこで製材業をいとなむ計画をたてたがロシア側の許可を得られず、その製材機を函館へもちこんで函館に落ちつくことになったのである。

ブラキストンは函館に二十年あまり住み、その間にブラキストン商会をつくって貿易をいとなむほか、製材事業、海運事業なども手がけた。また福士成豊(のちに開拓使の測量事業に指導的役割をはたす)などに気象観測や測量を教え、日本ではじめての測候所を函館につくるよう建議をしたり、函館市の上水道を計画、測量するなど、文化的事業にも貢献した。

しかしなんといってもブラキストンの名をとどめているのはブラキストン線の発見である。ブラキストンは本業のかたわら福士成豊などの援助を得て、北海道や東北地方の鳥類などの収集、研究を行った(ブラキストンが収集した鳥類標本の一部は北大農学部博物館に保存されている)。これらの研究成果の一部は明治十六年に「日本列島とアジア大陸の往古における連絡の動物学上の論証」という論文として発表された。犬飼哲夫「北方動物誌」によってその要点をみると(24)、ブラキストンは「北海道の鳥獣は、アジア大陸北方の動物と共通するところが多いことを指摘し、津軽海峡は非常に古い時代からあって、本州との動物の往来を妨げていたが、宗谷海峡はそれよりも新しくできたもので、それまでは北海道とカラフトは共に大陸と陸続きの半島で、動物が大陸と往来していたという説を出した。これが後に津軽海峡がいわゆるブラキストン線といわれる所である。ブラキストンがいう通り、実際に本州にいるツキノワグマ、イノシシ、キジ、ヤマドリなどは北海道のどこにも見られない。サルやカモシカは青森県の突端まで来ているのに、指呼の間にある北海道には渡っていない。」という点にある。

この説はその後、ヘビ、トカゲ、カエルなどでは北海道と本州は同じものが多いのに対し、宗谷海峡をへだてたカラフトは大陸と共通のものが多いという、八田三郎の研究による八田線が提唱されたため、両者の論が対立するようになった。しかし現在では、「生物は種類によって分布の方法を異にし、また、隔離によって分化するにも遅速があるから、ブラキストン線あるいは八田線の問題を解明するには、個々の生物のばあ

いについて分析的な研究が肝要である。」と、考えられている(24)。

なお、北海道の代表的な鳥類であるシマフクロウの学名は *Ketupa hainsoni* (See-born) と、ブラキストンにちなんだ命名がなされている。

このように函館の開港とともに、北海道には近代科学のあけぼののような光が直接さしこむようになった。文久元年(一八六一)には幕府がアメリカの地質学者、ブレイクとパンベリーをまねいて鉱山の調査を行わせて成果をあげたが、マキシモウィッチとブラキストンは、いわゆるお雇外国人ではなく、自らの意志で北海道の自然の実態を解き明かそうとしたのである。このことは、やはり函館の開港がもたらした文化的恩恵ということができる。

#### ☆

以上みてきたように、明治以前のエゾ地の自然調査は、ロシアの南下という国際情勢の刺激により、幕府が北辺に関心をもつようになってから本格化した。幕府がエゾ地を直轄している間は多くの幕吏などがエゾ地を調査し、その中には当時の一流の学者、知識人もまじっていた。

また函館の開港という、これも国際的な影響をうけて函館地方に西欧科学が直接的に入ってきた。

こうしてエゾ地の自然認識は松前藩時代の沈滞から大きく躍進したが、しかしこれらの成果が、ただちに自然資源の活用、保全に結びついた例はほとんどなかった。むしろこの時代は明治へむけての準備の時代であったというべきであろう。

#### △註▽

- (1) 快風丸記事(北海道郷土研究資料第五・昭三四)一五頁。
- (2) 蝦夷地一件(新北海道史料I、昭四四)三三〇頁。
- (3) 佐藤玄六郎・蝦夷拾遺(北門叢書I、昭四七複製)二七四の二頁。
- (4) 最上徳内・蝦夷草紙(時事新書、昭四〇)一三二頁。
- (5) ジーボルト・江戸参府紀行(斎藤信訳、東洋文庫、昭四二)一九四頁。(なおこの部分とはくに他人に読まれることを恐れたためかラテン語で記されているという)。
- (6) 新北海道史II(昭四五)四七一頁。(なお測量機器の複製は道開拓記念館に展示してある。)

(7) 白井光太郎・日本博物学年表等によれば、「北遊草木帖」がこのときつくられたとされているが、北大にある宮部金吾メモによれば、北遊草木帖の採集品の中には後年代のものが入っていると、白井説が否定されている。

(8) 安政三年の協和私役には「白山、三、四年前大に焼け、山上の内隆起する者二つ、赤色赫の如し。草木なし。」と大有珠のことが記されている。なお大有珠の生成時期は「有珠山」(北海道防災会議・昭四八)に詳しく論じられている。

(9) 松浦武四郎・東蝦夷日誌(慶応元) (時事新書、昭三七)五頁。

(10) 松浦武四郎・知床日誌(文久三) (拾遺松浦武四郎、昭三九)四六七頁。

(11) 松浦武四郎・西蝦夷日誌(文久三) (時事新書、昭三七)一八八頁。

(12) 松浦武四郎・石狩日誌(万延元) (拾遺松浦武四郎、昭三九)三三九頁。

(13) 松浦武四郎・後方羊蹄日誌(安政六) (拾遺松浦武四郎、昭三九)三〇七頁。

(14) 吉田武三・松浦武四郎(昭四二)一三〇頁。

(15) 松本十郎・石狩十勝両河紀行(明九) (日本庶民生活資料集成四、昭四四)三六三頁。

(16) 日本の山岳界に絶大な影響を与えた小島鳥水の甲斐白峰の紀行文は架空のものであったし、志賀重昂は登山が不得手で、日本風景論の登山術は外国書からの借り物にすぎなかった、とされている。(黒岩健、登山の黎明)

(17) 田畑幸三郎解説・亜国来使記(天(昭四七)) a 一六頁、b 七頁。

(18) 越崎宗一・外人の見たえぞ地(昭五一)一三及二九頁。

(19) 林野庁・鳥獣行政のあゆみ(昭四四)五頁。

(20) 平尾魯僊・箱館紀行(安政三) (生活の古典双書、昭四九)八四頁。

(21) 菅原繁蔵他・函館山植物誌(昭三三)一三頁。

(22) カール・ヨハン・マキシモウィッチ氏誕生百年記念会(札幌博物学会報、昭三) a 八二頁、b 九五頁。

(23) 犬飼哲夫・北方動物誌(昭五〇)一〇頁。なお、本項では全般的に、犬飼哲夫・北海道におけるブラキストン氏とブラキストン線(北の風土と動物、昭一八)を参考とした。

(24) 徳田御稔・生物地理学(昭四四)五二頁。

(北海道生活環境部自然保護課)